

シルバー人材センターからの お知らせ

会員になって、生きがい・仲間を 見つけませんか

「長年培った知識や技術を生かして地域に貢献したい」、
「健康のために体を動かしたい」といった意欲をお持ちの方
の応募をお待ちしています。

- ▶ **対象** 市内在住で、健康で働く意欲のある60歳以上の方
- ▶ **入会説明会** 毎月、第1・第3木曜日の午前10時から行田市シルバー人材センター（旭町13-24）

その仕事、シルバー人材センターに お任せください

一般事務、各種施設の管理、工場の軽作業、草取り、草刈り作業、植木の剪定、ふすま・障子・網戸の張り替え、塗装、簡単な大工仕事、簡単な農作業、屋内外の掃除、家事援助、観光ガイド、空き家管理（見回り業務）、各種イベントの手伝い、その他軽作業など

- ▶ **問い合わせ** 同センター ☎556-5221



求人企業合同面接会

- ▶ **日時** 8月21日（金）午後1時～4時
- ▶ **場所** 大宮ソニックシティビル4階市民ホール（さいたま市大宮桜木町1-7-5）
- ▶ **対象** 平成28年3月に大学・短大・専門学校などを卒業見込みの方または1～3年以内の既卒の方
- ▶ **参加企業** 埼玉雇用対策協議会のホームページに掲載
- ▶ **その他** 履歴書を複数枚持参、入退場自由、求人企業情報を配布
- ▶ **問い合わせ** 同協議会 ☎048-647-4185

排水設備工事責任技術者資格 認定共通試験を行います

- ▶ **試験日** 11月1日（日）
- ▶ **試験会場** 埼玉工業大学（深谷市普濟寺1690）
- ▶ **受験資格** 次のいずれかに該当する方
 - ① 高等学校の土木工学科またはこれに相当する課程を修了して卒業した方
 - ② 高等学校を卒業した方で、排水設備工事などの設計または施工に関し、1年以上の実務経験を有する方
 - ③ 排水設備工事などの設計または施工に関し、2年以上の実務経験を有する方
 - ④ ①～③に準ずる方
- ▶ **受験料** 10,000円
- ▶ **申込方法** 8月10日（月）から下水道課で配布する受験案内に同封されている封筒で、8月10日（月）～9月18日（金）の間に申し込みください。
- ▶ **問い合わせ** 同課普及促進担当 ☎564-0303（前谷1-1・水道庁舎内）

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第1期納期限 8月27日（木）

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった方は、下水道課までご連絡ください。

- ▶ **問い合わせ** 同課業務担当 ☎564-0303（前谷1-1・水道庁舎内）



アクアフィットネス教室



体への負担が少ない水中でのウォーキングや簡単な体操などを実施します。気軽にご参加ください。

- ▶ **日時** 8月19日～9月16日の毎週水曜日（全5回）午後3時15分開始※午後3時から受け付け
- ▶ **場所** 市民プール
- ▶ **対象** 65歳以上で医師などから運動の制限を受けていない方
- ▶ **定員** 20人
- ▶ **申し込み** 8月17日（月）までに直接高齢者福祉課
- ▶ **問い合わせ** 同課地域支援担当（内線278）

企業に経営改善の専門家を 無料で派遣します



生産性の向上や経営の強化など事業の改善を図る市内の企業を支援するため、企業のOBなど知識・経験を有する専門家を無料で派遣します。

支援内容は、ISO認証取得、経営管理、労務管理、経営・財務管理、情報管理、営業・販売管理、生産管理、品質管理、物流管理、技術・開発、外注・購買などです。なお、支援内容に応じて複数回派遣します。ぜひ、ご利用ください。

- ▶ **問い合わせ** 行田商工会議所 ☎556-4111 または 商工観光課企業誘致担当（内線384）

「行田まちなか憩いの広場」の 出店者を募集します

市では多種多様な店舗が商工センター前のオープンスペースに出店し、まちなかを訪れた方に飲食や買い物などを楽しんでいただくことを目的として「行田まちなか憩いの広場」を整備しました。

このたび、「行田まちなか憩いの広場」への出店者を募集しますので、ぜひご応募ください。

- ▶ **出店期間** 9月1日（火）～平成28年2月29日（月）
- ▶ **出店料** 無料
- ▶ **申し込み** 商工観光課で配布している出店申込書（市ホームページからダウンロード可）に必要な事項を記入の上、8月24日（月）までに直接同課へ提出してください。
- ▶ **問い合わせ** 同課商工振興担当（内線383）

計量器（はかり）の 定期検査を行います

計量器の検査は計量法第19条に規定され、隔年で実施しているもので、計量器を取引・証明の用途で使用している事業者は受検する必要があります。

【集合検査】

- ▶ **日時** 9月15日（火）～18日（金）午前10時～正午および午後1時～3時
- ▶ **場所** 市役所西側駐車場
- ▶ **対象** ひょう量250キログラム以下の機械式はかり

【巡回検査】

- ▶ **期日** 9月15日（火）～12月14日（月）午前10時～正午および午後1時～3時
- ▶ **受検方法** 戸別訪問による
- ▶ **対象** 電気式はかりおよびひょう量250キログラムを超える機械式はかり
- ▶ **問い合わせ** 埼玉県計量検定所 ☎048-652-2171 または 商工観光課商工振興担当（内線383）

